

学校職員の懲戒処分について（令和 8 年 7 月教育委員会定例会）（議案第 20、21 号関係）

No.	1
処 分 年 月 日	令和 8 年 7 月 21 日
処 分 の 種 類	免職
処 分 の 理 由	酒気帯び運転及び窃盗 （事件・事故の概要） 被処分者は、令和 8 年 3 月 4 日（水）午前 0 時頃、酒気を帯びて普通乗用車を運転し、花巻市狼沢付近の市道を走行中、路外の田んぼに転落する単独事故を起こした。その後、午前 0 時 30 分頃、巡回中の警察官が当該事故車両を発見し、同人に対する呼気検査が行われた結果、呼気 1 リットル当たり 0.17 ミリigram のアルコールが検出され、検挙された。 また、同人は、令和 7 年 10 月 14 日（月）から 15 日（火）の間に、花巻市内の女性宅ベランダに侵入し、干してあった衣類を窃取した。
事 件 発 生 年 月 日	飲酒運転：令和 8 年 3 月 4 日（水） 窃 盗：令和 7 年 10 月 14 日（月）から 15 日（火）の間
被 処 分 者 の 氏 名	葛尾 欣児
被 処 分 者 の 年 齢	47 歳
被 処 分 者 の 性 別	男性
被 処 分 者 の 所 属	岩手県立盛岡第一高等学校
被 処 分 者 の 職	教諭
備 考	※一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分を併せて実施